

## 自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

### 1 貸付場所及び貸付面積

#### (1) 入替

物件番号	財産名称 (施設名)	貸付箇所	貸付面積	台数	設置機器条件等
1	消防本部・西消防署	庁舎南側 (屋外設置)	2.10 m <sup>2</sup> W2.1m×D1.0m	1台	ユニバーサルデザイン
2	消防本部・西消防署	庁舎1階エントランス内 (庁舎内設置)	1.62 m <sup>2</sup> W1.8m×D0.9m	1台	災害対応自動販売機
3	消防本部・西消防署	庁舎4階廊下 (庁舎内設置)	1.62 m <sup>2</sup> W1.8m×D0.9m	1台	消防育英会支援自動販売機 ※本体ラッピング
4	西消防署 三芳分署	庁舎南側 (屋外設置)	1.62 m <sup>2</sup> W1.8m×D0.9m	1台	
5	東消防署	庁舎南側A (屋外設置)	1.62 m <sup>2</sup> W1.8m×D0.9m	1台	災害対応自動販売機
6	東消防署	庁舎南側B (屋外設置)	1.62 m <sup>2</sup> W1.8m×D0.9m	1台	消防育英会支援自動販売機 ※本体ラッピング
7	東消防署 富士見分署	庁舎1階廊下 (庁舎内設置)	1.62 m <sup>2</sup> W1.8m×D0.9m	1台	
8	東消防署 ふじみ野分署	庁舎1階エントランス内 (庁舎内設置)	1.62 m <sup>2</sup> W1.8m×D0.9m	1台	

#### (2) 注意事項

設置台数は各貸付箇所に1台ずつ（既存貸付方式による自動販売機の入替）とし、全箇所に電源があります（または設置予定）。なお、高さは全てH=2.00m以下とします。

### 2 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

### 3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

#### (1) 大きさ及びデザイン

ア 大きさは、上記1に記載されている貸付面積以内に自動販売機（放熱余地含む）及び回収ボックスを設置するものとする。底に設置する転倒防止板は貸付面積には含まない。

イ デザインは、周辺環境に配慮した公共機関にふさわしいものとする。自動販売

機の色については単色とし、白または周辺景観になじむ色とする。

(2) ユニバーサルデザイン（物件番号1は必須）

低い位置に設置された商品選択ボタン、かがまずに商品を取り出せる取出口、硬貨を一度に投入することのできる一括投入口、商品取出口や硬貨投入口への点字表示など、年齢や性別、障害の有無等を問わず、誰にでも使いやすいよう工夫された機器を設置すること。

(3) 環境対策

ア 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ 低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフエン（HF01234yf）等の冷媒をとして採用した機種とする。

(4) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

イ 食品衛生

防止策として、「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯

防犯硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(5) 使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置する。

イ 回収ボックスの規格

(ア) 素材

プラスチック製または金属製とする。

(イ) 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容積をもったものとする。

(ウ) その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入

口は、紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けがあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図る。

ウ 回収・処理

使用済み容器は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に回収し、処理する。

(6) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

イ 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

ウ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

エ 日常管理を行う管理者の連絡先(管理者名、住所、電話番号)の記載のあるステッカー(縦5cm以上×横14cm以上)を硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼付する。

オ 週に1回以上、使用済み容器の回収業務を行うこととする。

(7) 災害救援ベンダー対応機器(物件番号2、5)

非常時には、鍵等を用いて無償で自動販売機内部の飲料水を取り出せる構造のものとし、契約書とは別に協定書を取り交わすものとする。

(8) 消防育英会支援事業(物件番号3、6)

消防活動により死亡及び障害を負った一般協力者及び消防職団員の子弟に対して就学支援給付を実施する消防育英会支援自動販売機の設置を指定するものとし、特定のデザインを施した機器とすること。下記の本体ラッピングを参考とし、最新のデザインとすること。



(9) 付帯機能

現金の他、電子マネー決済やQRコード決済等のキャッシュレス決済機能を有した機器を設置するよう努めること。

#### 4 販売商品の種類等

(1) 種類 酒類を除く清涼飲料水とし、缶又はペットボトルとする。(紙パック・紙コ

ップ不可)

(2) 価格 市販価格（定価）から20円以上引いた価格とする。

## 5 賃貸借料

年額の賃貸借料は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数額を切り捨てるものとする。）とする。

## 6 管理費

管理費は、設置する自動販売機1台あたり年額31,000円とする。この管理費は、貸付年度の1年度分の費用として、賃貸借料と同時に一括して入間東部地区事務組合（以下「組合」という。）から設置者に請求する。

また、管理費には電気代等光熱水費を含むものとする。

## 7 売上手数料

徴収しない。

## 8 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

## 9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して組合の確認を受けなければならない。

## 10 自動販売機に伴う事故

組合の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

## 11 商品等の盗難及び 破損

(1) 組合の責に帰することが明らかな場合を除き、組合はその責を負わない。

(2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

## 12 その他

自動販売機設置事業者募集要項及び本仕様書を熟知したうえで、誠実に実行すること。

## 13 問合せ先

ふじみ野市大井中央一丁目1番19号

入間東部地区事務組合消防本部 消防総務課庶務係（庁舎3階）

TEL：049-261-6004（直通）

FAX：049-261-4395

e-mail：[shobo@irumatohbu119.jp](mailto:shobo@irumatohbu119.jp)